

令和3年度 第11回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和4年2月18日（金）

午後6時00分から

場 所：板倉コミュニティプラザ

市民活動室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 協議事項

- ・令和4年度地域活動支援事業について

5 自主的審議事項

- ・やすらぎ荘の利活用促進について
- ・高齢者や支援を必要とする人にきめ細かな支援を行うための仕組みについて
- ・板倉区の各種団体が連携した地域活性化について

6 その他

7 閉 会

地域活動支援事業（令和4年度）の実施に関する考え方について（案）

1 実施主体について

1月6日の会長会議で市長から、「地域協議会からは従来以上に自主的審議に集中し、議論を深めていただきたいことから、経過措置として行う令和4年度の地域活動支援事業における審査及び採択は、市が令和3年度の各区の基準等を活用しながら行う」との説明を行いました。その後の質疑の中で複数の会長から、「令和4年度も地域協議会に審査等を任せてほしい」といったご意見がありました。

そのご意見を踏まえて、改めて「市の今後の対応」を検討した結果、市による審査を基本としながらも、「地域協議会が令和5年度予算案への反映を視野に入れた自主的審議を行うことを前提に、地域協議会として地域活動支援事業の審査、採択を行う意向のある場合は、令和3年度同様に地域協議会へ審査等を依頼する」ことを考えています。

なお、本取扱い案の概要は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、市議会での議論により内容は変更となる場合があります。

2 個別事項について

Q1 地域活動支援事業は、令和4年度をもって終了するのか。

A1 地域活動支援事業は、令和5年度からは実施しない方針です。

Q2 経過措置として行う考え方はどういったものか。

A2 今回の経過措置については、これまで活動されていた地域の団体の皆さんにとって、急となる事業の終了は活動方法の工夫や財源の工面といった点で対応することが難しいのではないかと考え、令和4年度に限って支援を継続するものです。

Q3 これまでの審査基準は28区でそれぞれ地域事情を踏まえたものとなっていたが、市が審査等を行う区については、審査基準を統一するのか。

A3 審査基準を統一する考えはありません。

Q2のとおり、令和4年度は経過措置として考えており、それぞれの区では、これまで地域ごとの考え方をまとめて基準等を作り、審査してきた経過があります。令和3年度の審査基準等を踏まえて審査することを考えています。

Q4 市が審査等を行う場合、地域協議会が採択方針や審査結果について意見を述べることはできるのか。また、これまで地域協議会が担ってきた作業の全部ではないが、一部について、引き続き地域協議会が担うことはできるのか。

A4 採択方針や審査結果について、地域協議会に報告する機会を設けたいと考えています。
また、自主的審議の妨げとならない範囲で、審査基準の見直しや審査の実施などの一部にあっても地域協議会が関わることができるよう考えています。

Q5 配分額に満たなかった場合の対応として、追加募集の取扱いは全区で統一するのか。

A5 これまで活動されてきた地域の団体の皆さんへの配慮を前提としており、経過措置の趣旨からも、募集は1回と考えています。

Q6 令和4年度の経過措置の予算額は、これまでどおり1.8億円か。

A6 令和4年度の予算案は決定していませんが、1.8億円程度を予定しています。

令和4年度板倉区地域活動支援事業採択方針等（案）

1. 審査項目

《ア 板倉区の採択方針》

提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。

審査の方法：該当項目に○印

○優先して採択すべき事業

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例) ・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例) ・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例) ・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）をいかし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例) ・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例) ・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業

○その他の事業

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

○補助対象としない事業

- ・ 防犯灯のLED整備事業
- ・ 申請団体のみの交流促進に留まる事業

○補助対象としない経費

- ・ イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。
- ・ ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。

《イ 共通審査基準》

提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。（審査項目は、全28地域自治区（全市）で共通）

審査の方法：5点満点で採点 ※公益性のみ10点満点

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。・ 全市的な方向性と合致しているか。・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	10点
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。・ 緊急性の高い提案事業であるか。・ ほかに方法で代替できないものであるか。・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	5点
合 計		30点

《配点の目安》

審査項目	配点	配点の目安
①公益性	10点	10点 } 優れている 9点 } 8点 } やや優れている 7点 } 6点 } 普通 5点 } 4点 } やや劣っている 3点 } 2点 } 劣っている 1点 }
②必要性	5点	5点…優れている 4点…やや優れている 3点…普通 2点…やや劣っている 1点…劣っている
③実現性	5点	
④参加性	5点	
⑤発展性	5点	

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点は行わない。

《ウ その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しない。
- ③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
 （※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るものまたは使用するたびに量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

2. 審査に関する事項

(1) 補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

(2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

(3) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者等の場合は、当該事業の審査から外れる。

3. 審査方法

(例年どおり地域協議会が審査する場合)

(1) 事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

(2) 提案者へのヒアリング

- ・提案団体からプレゼンテーション（事業説明）をしてもらい、提案者（団体）へヒアリングを行う。

(3) 採点票の記入

- ・各委員は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。
- ・共通審査基準については、公益性に10点、その他審査項目に5点を配点し、1事業当たり30点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者等の場合は、提案事業の審査はできない。

(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・「優先して採択すべき事業」「その他の事業」「採択すべきでない事業」の判断は委員の過半数により決定する。
- ・「優先して採択すべき事業」「その他の事業」「採択すべきでない事業」のいずれか2つの事業が半数以上で、同数だった場合は、1.「優先して採択すべき事業」、2.「その他の事業」、3.「採択すべきでない事業」の順とする。
- ・どの項目も半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他事業」とする。

②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から審査を行う。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するため、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から審査を行う。
- ・審査は得点が上位の事業から行うため、得点が下位の事業は「優先して採択すべき事業」であっても、配分額の残額により、採択額は補助希望金額とならない場合がある。
- ・残額が生じても追加募集は行わない。

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

(市が審査する場合)

- (1) 事務局から審査を行う総合事務所職員（複数名）への事業説明、現地確認
- (2) 提案者へのヒアリング
- (3) 総合事務所での採点票の記入、集計
 - ・採点の方法等
- (4) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認
- (5) 審査結果を地域協議会に報告

4. スケジュール

- ①地域活動支援事業報告会の開催（採択基準の説明含む）： 3月4日（金）

②事前相談の受付：	3/1～
③募集要項等の配布開始：	3/23～
④提案の募集期間：	4/1～4/28
⑤審査：	5月中
・提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月上旬
・現地確認及び提案者へのヒアリング	5月中旬
・採点票の提出	5月中旬
・採択事業等の審査	5月下旬
⑥採択事業の決定・公表	5月下旬～
⑦補助金の交付決定・事業の実施	6月上旬～
⑧その他	
<u>追加募集は行わない。</u>	

自主的審議事項「やすらぎ荘の利活用促進について」

R3.2.1 産業建設部会

課題解決の方策案（主な意見）

- ・月ごとのイベントや月替わりの食事メニューを決め、年間スケジュール（カレンダー形式）を作成し宣伝する。
- ・区内に案内看板を設置し、PRを強化する。
- ・地域や区内のイベント時、テイクアウトや宅配弁当などをもっと活用してもらおう。
- ・ファンクラブはあるが、もっとサポーター的な人材を募り、周辺環境整備に労力を出してもらい入浴を無料にするなど、区内の集客作戦を行う。
- ・施設の一角をテナントとして貸し出す。（コンビニなど）
- ・小学生がデザインした区内のPR図画を市営バスにプリントする。
- ・今までとは違ったこと、変わったことをやっていく。



協議の結果（今後の取組案）

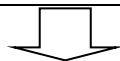
- ・社長に加え、従業員数人も含め、地元各種団体等とコラボした集客作戦の提案を行いながら意見交換を行う。
- ・現在、中学生とシバザクラ植栽の際に共同で活動している。子ども達と意見交換を行い、さらなる子ども達、大人たちを巻き込んだ取り組みの拡大を図る。

自主的審議事項「高齢者や支援を必要とする人にきめ細かな支援を行うための仕組みについて」

R3.1.28 健康福祉部会

課題及び解決の方策案（主な意見）

- ・ 災害時を考えたとき町内会・民生委員・防災士等の連携が不足している。
- ・ 平常時、緊急時にしっかり連携できる体制づくりを行い、訓練実施にも結び付け、いざという時に困らないようにしたい。
- ・ 高齢者等の防災教育は、民生委員だけでなく防災士や町内会役員との役割分担が必要。
- ・ 防災士がいない町内会のサポートも現防災士が担っているが、コロナで身動きが取れず活動が停滞している現状にある。
- ・ 防災士会として来年度の早いうちに総会を開催し、町内会における役割などを話し合い、連携策などの徹底を図ってほしい。



協議の結果（今後の取組案）

* 毎年4月の町内会長連絡協議会で説明（資料配布）

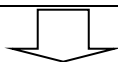
- ① 体制づくり : 町内会（自主防）の組織図に、民生委員や防災士を登載するよう説明 * 組織図ひな形を配布
- ② 意識付け : 町内会・民生委員・防災士それぞれの役割を説明（連携強化の必要性を説明し、意識の高揚を図る） * それぞれの仕事のポイントを配布（行政も避難所運営訓練などの予定地区を説明するなど意識付けに寄与する）

自主的審議事項「板倉区の各種団体が連携した地域活性化について」

R3.2.10 地域振興部会

課題及び解決の方策案（主な意見）

- ・板倉区の各種団体の関係性が薄いので、もっと連携した方が良い。
- ・地域協議会とまちづくり振興会の連携が必要だ。
- ・地域協議会について、住民の関心が薄いのではないか。
- ・若い人たちが実行委員会を結成し、光ヶ原高原で婚活イベントをやってきた実績があるので、連携策は若い人の意見を取り入れたらよい。



協議の結果（今後の取組案）

- ・板倉まちづくり振興会との意見交換会の継続。
- ・夢創會（昨年設立した若い人たちのグループ）との意見交換会の開催。
- ・いろいろな団体と協力して連携策を考える。